

平成 28 (2016) 年度のフロン類の算定漏えい量の集計結果が公表

「環境エネルギーネットワーク 21」主任研究員 石橋直彦

2015年4月に施行されたフロン排出抑制法はすでに3年が経過しましたが、この法律にはフロン類算定漏えい量報告・公表制度があり、3月23日に、平成28(2016)年度フロン類算定漏えい量の集計結果が公表されました。

今回の公表は2度目となりますが、ここでは主な項目について概要を報告します。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく「フロン類算定漏えい量報告・公表制度」は管理する業務用冷凍空調機器からフロン類を相当量漏えいする者「特定漏えい者」に漏えい量の国への報告を義務付け、国はこれを公表する制度です。

平成28(2016)年度の結果は

特定漏えい者

- 報告事業者数 445 事業者
- 算定漏えい量 219 万 CO2 トン

特定事業所

- 報告事業所数 218 事業所
- 算定漏えい量 57 万 CO2 トン という結果でした。

図1は制度の概要を表したものです。

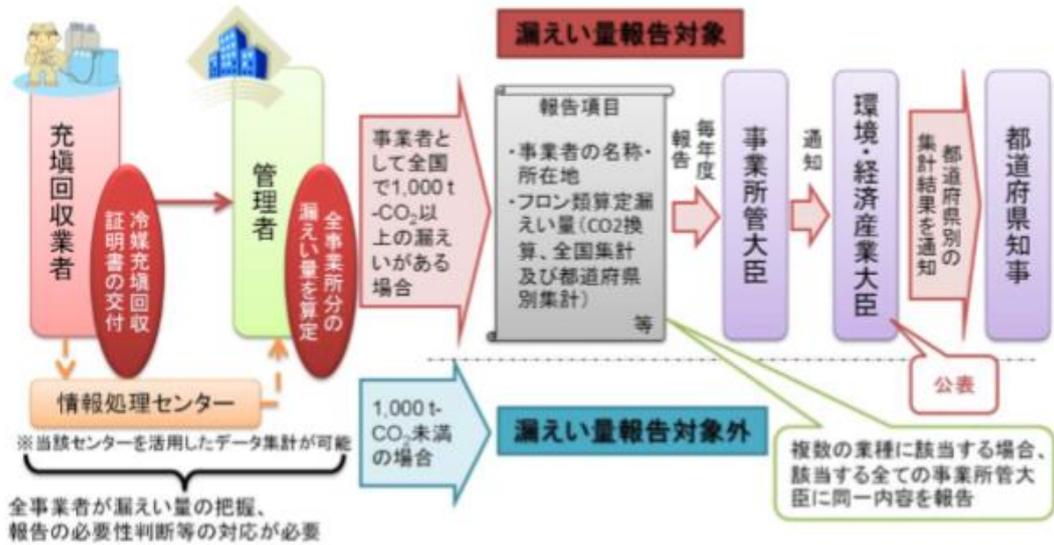


図1 フロン類算定漏えい報告書。公表制度の概要

特定漏えい者とはその事業者全体で年間 1000CO₂ トンの漏洩があった管理者を指します。その際、事業者の中の 1 事業所で年間 1000CO₂ トンの漏洩があった事業所を特定事業所と呼びます。

特定漏えい者の業種別の漏えい量は以下のとおりです。

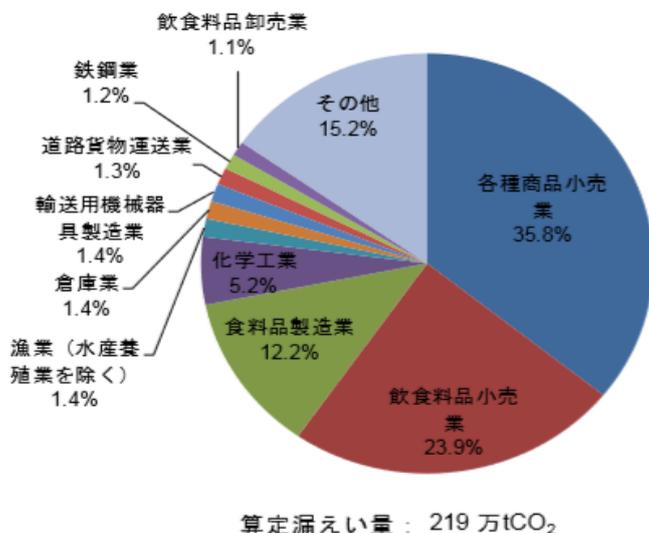


図2 事業者別算定漏えい量

事業者別では各種商品小売業、飲食料品小売業が全体の半分以上を占めています。

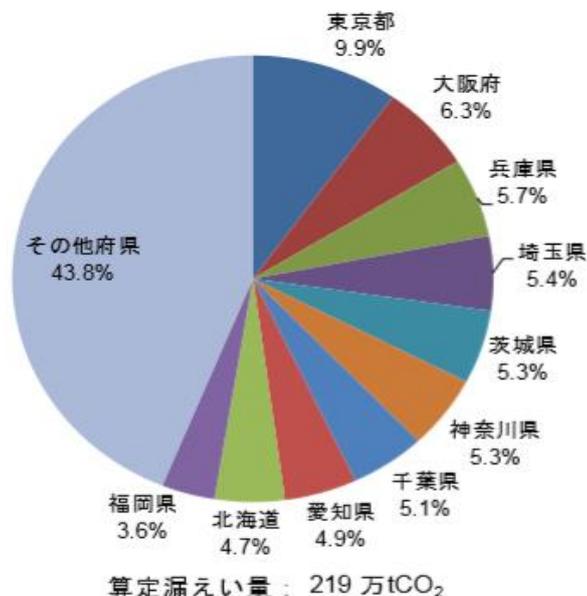


図3 都道府県別算定漏えい量

都道府県別では当然ながら大都市が多くなっていますが、これは事業者数が多いことによるものと考えられます。

フロン類の種類別漏えい量は下記のとおりです。

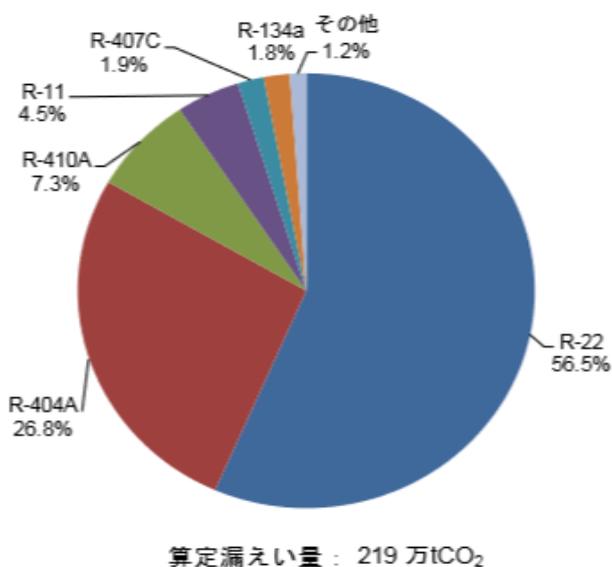


図4 フロン類の種類別算定漏えい量

フロン類の種類別算定漏えい量は市場のストックの多いR-22で全体の半分以上を占めています。

また特定漏えい者数のデータを見ると表1のようになります。

順位 () 内は 2015 年度	冷媒 <GWP>	特定漏えい者数
		2016 年度
1 (1)	R-22 <1,810>	428
2 (3)	R-410A <2,090>	346
3 (2)	R-404A <3,920>	340
4 (4)	R-407C <1,770>	200
5 (5)	R-134a <1,430>	186
6 (6)	R-11 <4,750>	45
7 (11)	R-32 <675>	41
8 (7)	R-123 <77>	39
9 (13)	R-401A <1,180>	30
10 (12)	R-23 <14,800>	29

表1 フロン類の種類別特定漏えい者数

フロンの種別別算定漏えい量は市場ストックが大きい R-22,R-404A,R-410A で全体の約90%を占めています。

一方前年度に比べて最も大きく増えたのは7位のR-32で、家庭用エアコン等にR-32が使用されてきた影響で、前年比5割増以上の事業者数となりました。

各社の対応

昨年に引き続き、特定漏えい者各社のフロン類算定漏えい量の削減に関し、実施した措置の内容、また実施を予定している措置の内容についても公表されています。

2016年度から、特定漏えい者に係る関連情報のうち、「フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置」と「フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置」について記載内容が表としてまとめられていますので、以下に抜粋します。

実施した措置のうち、「機器の施工に関する取組」と「日常点検（簡易点検）における取組」が最も多く、次いで「ノンフロン機器の導入」と続きます。

一方、実施を予定している措置については「その他の機器導入・更新」が最も多く18件と目立っており、「老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新」と「ノンフロン機器の導入」にも関心が集まっているようです。

大分類	小分類	「算定漏えい量の削減に関し実施した措置」の提供件数	「算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置」の提供件数
機器の導入・更新に関する取組	a 老朽化機器・漏えい量が多い機器の更新	5	8
	b CFC、HCFC（R-22など）から機器の更新	8	5
	c ノンフロン機器の導入	10	8
	d 低GWP機器の導入	7	5
	e その他の機器導入・更新	9	18
機器の施工に関する取組	f 機器の施工に関する取組	13	5
機器の使用時における取組	g 機器の使用時における取組	0	1
機器の整備に関する取組	h 日常点検（簡易点検）における取組	13	3
	i 定期点検における取組	5	4
	j その他の点検・整備に関する取組	7	4
会社全体としての取組	k 会社方針等の策定	0	0
	l 従業員教育に関する取組	4	6
その他	m その他の取組	7	6

注：同一特定漏えい者から内容が複数の分類に該当するものについては、該当する分類にそれぞれ件数を計上している。

漏えい量の報告は法律で義務付けられていますが、報告者は445事業者にとどまり、全国で数10万件の事業者があることを考えると法律の浸透がまだ極めて低いことがうかがえます。

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）では冷媒管理システム（RAMS）を運用していますが、まだ利用者は少ないのが現状で、今後の適正な冷媒の管理には本システムは大きな効果を発揮するのではないかと考えられます。

参考 環境省、経済産業省 平成30年3月23日発表

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づくフロン類算定漏えい量報告・公表制度による平成28(2016)年度フロン類算定漏えい量の集計結果」